

# 事業主のみなさま、 職場の健康保険事務担当のみなさまへ

退職や入社で、従業員の方の健康保険資格に異動があったとき、またはその被扶養者の資格に異動があったときは、国民健康保険(国保)にもその方の届け出が必要です。

そのようなときは、すみやかに**国保への加入、脱退の届け出をされるように従業員の方にご連絡いただくとともに、退職時は離脱証明書の発行をお願いいたします。**



保険の**二重加入**を防ぐために

入社したとき

やめるとき

健康保険証発行に時間がかかるときは**資格取得日がわかる証明書**の交付

※マイナンバーを利用した情報連携により、交付が必要でない場合もあります。

**離脱証明書の発行**

※マイナンバーによる情報連携に反映されるよう、すみやかに従業員の資格異動について協会けんぽ、健康保険組合等へ届け出てください。

## 職場の健康保険と国民健康保険(国保)

職場の健康保険に入っている人や生活保護を受けている人を除くすべての人は、いま住んでいる市町村の国保に加入する(※)ことになっています。(これを「国民皆保険制度」といいます。)

ところが、職場をやめて健康保険の資格がなくなったのに国保へ加入届けをしなかったり、逆に入社して健康保険の資格ができたのに国保への脱退届けをしなかったり(二重加入)することがあります。

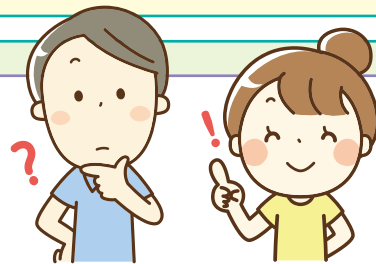
これらの届け出が遅れると、その間の保険給付が受けられなかったり、職場の健康保険と国保の両方に保険税(料)を支払うことになってしまいます。健康保険の資格に異動があったときは、すみやかに届け出をすることが大切です。

※75歳以上の人(一定の障害がある人は65歳以上)は、後期高齢者医療制度に加入します。

### 国民皆保険制度とは…

わたしたちは、いつ病気になったり、ケガをしたりするかわかりません。いざというとき安心して医療が受けられるように、すべての人は、いずれかの健康保険に必ず加入しなければなりません。これを**国民皆保険制度**といいます。

## Q & A 職場をやめたとき



**Q 職場をやめたら、健康保険はどうなるのですか?**

**A** 健康保険は、すべての人が必ず加入しなければなりません。そのため、次の4つのうち、いずれかの手続きをする必要があります。また、資格がなくなった健康保険証は使用できませんので、必ず返却してください。

- 国民健康保険に加入
- 再就職先の健康保険に加入
- 今まで加入していた健康保険の任意継続(2年間)[一定の条件が必要]
- 家族などの加入している健康保険に被扶養者として加入



**Q 国民健康保険(国保)への加入には届け出が必要ですか?**

**A** はい、必要です。  
こちらの手続きは、市町村国保担当窓口で行えます。手続きには「社会保険の離脱証明書」、「はんこ(朱肉を使うもの)」、「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要ですので持参してください。  
※上記手続き(届け出に必要なもの)は、市町村によって異なる場合があります。詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。